

公 告

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更したので、同条第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年12月27日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第1 くろまぐろ（小型魚）（令和6年4月～令和7年3月）

- 1 都道府県別漁獲可能量（漁業法第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量  
68.9トン
- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	変更後配分数量	変更前配分数量
くろまぐろ（小型魚）漁業	65.8トン	64.1トン
県留保枠	3.1トン	3.1トン

第2 くろまぐろ（大型魚）（令和6年4月～令和7年3月）

- 1 都道府県別漁獲可能量（漁業法第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量  
42.7トン
- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	変更後配分数量	変更前配分数量
くろまぐろ（大型魚）漁業	41.6トン	43.3トン
県留保枠	1.1トン	1.1トン